

委員 長 報 告 書

さる 9 月 12 日の本会議において、本委員会に付託された
請願第 9 号 「少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求
める意見書」の採択に関する請願について
を審査するため、9 月 18 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 9 号の主旨は、教育充実のため少人数学級の推進は必要であり、
かつ財政力の違いによる自治体間格差を生じさせないなど教育の機会均等
を保障するため、政府及び関係機関に対し、「小学校 2 年生以上の少人数学
級編制の早期制度化」、「少人数学級編制に必要な財源確保のための財政支
援」に関する意見書の提出を求めるものである。

紹介議員に対し、少人数学級の推進の必要性について ただしがあり、
国が必要な財源を確保して、すべての学校・学年で 35 人以下学級を実現す
ることで、よりきめ細やかな教育ができると考える との答弁がありました。

当局に対し、現在の国・県の学級編制基準で小学 3 年から学級編制が変
わる事例はあるか とのただしがあり、柱本小学校 2 年生、あやの台小学
校 2 年生、高野口小学校 1 年生が該当する との答弁がありました。

少人数学級の推進と、特別な加配措置など指導困難児への対応の充実の
どちらに比重を置くべきと考えるか とのただしがあり、いずれも重要な
事項と考えている。教職員定数については、国・県が基準を定めており、
市としてはその基準内で各学校の課題に応じた指導を実践できるよう、年
度毎に県教育委員会に加配措置を要求している。それでも対応できない場
合は、市の非常勤講師制度を活用するなど、市として対応できる範囲で教
職員の数と質の確保に努めたい との答弁がありました。